

電子申請サービスご利用方法

令和6年5月14日現在

※電子申請には、署名用電子証明書を使用します。…P2

1. アプリケーションのダウンロード
2. JPKI利用者ソフトのインストール **【Androidのみ】**
3. 起動時の画面…P3
4. マイナンバーカード読み取り
5. ICカードセット案内 **※ iPhoneの場合**
(マイナンバーカードをかざす) **順番が逆です。**
6. パスワード入力
7. トップ画面…P4

- 7-(1) 申請履歴
- 7-(2) 利用者情報編集
- 7-(3) バージョン情報
- 7-(4) 利用規約
- 7-(5) プライバシーポリシー
- 7-(6) 動作環境
- 7-(7) 手数料のお支払いについて

① 郵送請求…P5

①-(1) トップ画面

郵送請求できる種類

郵送請求システム部分を利用する場合の同意事項

①-(1)-1 戸籍証明書等郵送請求書(電子申請用)(様式)…P6

①-(1)-2 戸籍郵送請求書入力画面…P7

①-(1)-3 戸籍郵送請求書確認画面…P8

①-(1)-4 戸籍郵送請求書申請確認画面…P9

①-(1)-5 ICカードセット案内

①-(1)-6 パスワード入力

①-(1)-7 申請受付画面

①-(1)-8 申請履歴一覧画面

①-(1)-9 郵送請求の手数料のお知らせ画面…P10

①-(1)-10 手数料の内訳画面

①-(1)-11 申請履歴画面(決済画面へ)

①-(1)-12 手数料のお支払い画面

①-(1)-13 クレジットカードでのお支払い画面…P11

①-(1)-14 クレジットカードの入力内容確認画面

①-(1)-15 クレジットカードの入力完了画面

①-(1)-16 申請書受理・電子領収書発行のお知らせ画面…P12

①-(1)-17 申請書受理画面

①-(1)-18 申請履歴画面(電子領収書)

①-(1)-19 電子領収書画面

①-(2)-1 地籍図の交付申請書(電子申請)(様式)…P13

①-(3)-1 町税に関する証明申請書(様式)…P14

② 申請・届出…P15

②-(1) 申請・届出の選択画面

③ 補助金申請…P16

③-(1) 補助金申請書の選択画面

③-(2) 受取口座指定の画面…P17

③-(3) [新規申請][変更申請][実績報告][概算請求]の選択画面…P18

補助金申請システム部分を利用する場合の同意事項

(団体に係る補助金等の申請を代表者以外の者が代理で申請する手続)

8. マイナンバーカードを更新した場合の注意事項…P19



鏡野町キャラクター「みずりん」

印刷

郵送請求申請書、申請・届出書、補助金申請書、添付ファイル、補助金等交付決定通知書など、画面の左上に[印刷]ボタンが表示されるものは、使用しているスマートフォンの設定に従った印刷ができます。

※電子申請には、署名用電子証明書を使用します。

【英数字6文字以上16文字以下】

結婚や引っ越し等で氏名や住所が変わった場合、申請に必要な署名用電子証明書が失効するため、手続きを進めることができません。

マイナンバーカードの情報を最新にする必要があります。

1. アプリケーションのダウンロード

Android



メンテナンス中です。
ダウンロードできません。



iPhone



2. JPKI利用者ソフトのインストール【Androidのみ】



JPKI利用者ソフトとは、
公的個人認証の電子証明書を利用するための
アプリケーションです。



【Androidのみ必要】

3. 起動時の画面【町章】



4. マイナンバーカード読み取り



Androidの場合

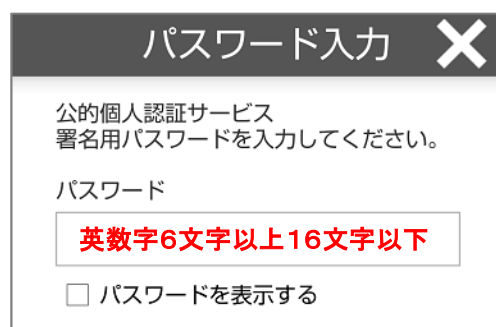
iPhoneの場合

Androidの場合【マイナンバーカードをセットしてからパスワードを入力する】

5. ICカードセット案内

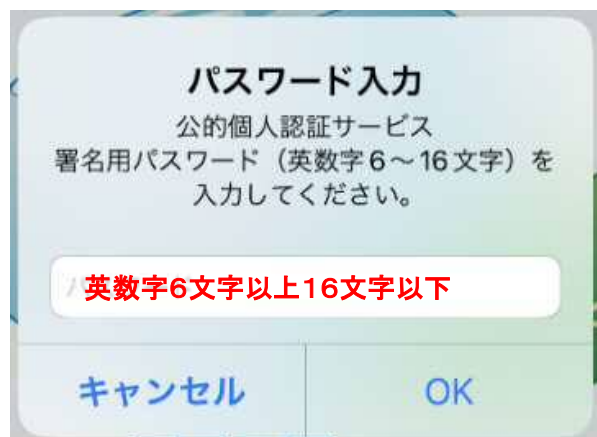


6. パスワード入力



iPhoneの場合【パスワードを入力してからマイナンバーカードをかざす】

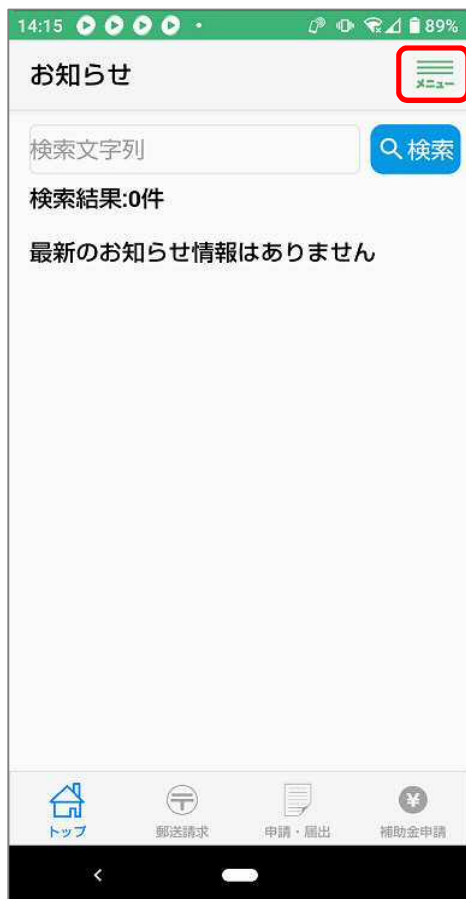
5. パスワード入力



6. マイナンバーカードをかざす



7. トップ画面

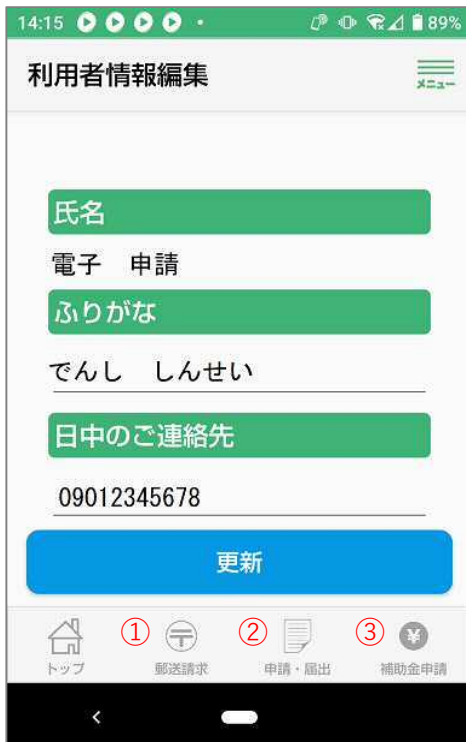


- (1) 申請履歴
- (2) 利用者情報編集
- (3) バージョン情報
- (4) 利用規約
- (5) プライバシーポリシー
- (6) 動作環境
- (7) 手数料のお支払いについて
- ログアウト

7-(1) 申請履歴



7-(2) 利用者情報編集



「ふりがな」「日中のご連絡先」の更新

7-(3) バージョン情報

7-(4) 利用規約

ホームページの「システム利用規約」へリンク

7-(5) プライバシーポリシー

ホームページの「個人情報保護指針」とリンク

7-(6) 動作環境

ホームページの「動作環境」とリンク

7-(7) 手数料のお支払いについて

ホームページの「戸籍及び町税に関する証明等の手数料」とリンク

① 郵送請求

①-(1) トップ画面



郵送請求できる種類

○戸籍郵送請求書
 全部事項証明書
 個人事項証明書
 除籍・改製原戸籍謄本
 除籍・改製原戸籍抄本
 CP除籍・改製原謄本
 CP除籍・改製原抄本
 戸籍附票
 身分証明書
 独身証明書
 戸籍記載事項証明書
 受理証明書
 一部事項証明書
 除籍記載事項証明書
 ※CP：コンピュータ化されたもの

○地籍図の交付申請書
 地籍図集成図（航空写真なし）
 地籍図集成図（航空写真あり）
 地籍図一筆図

○町税に関する証明申請書
 ▼固定資産関係
 評価証明
 課税証明
 課税台帳（名寄帳）・台帳写し
 々 証明付き
 ▼納税関係
 完納証明
 保険料納付額証明書
 車検継続審査用納税証明書

○相続に関する固定資産証明書
 ▼固定資産証明書
 評価証明
 課税証明
 課税台帳（名寄帳）・台帳写し
 々 証明付き

郵送請求システム部分を利用する場合の同意事項

- ア 委任による請求はできません。
- イ 手数料は、鏡野町手数料徴収条例（平成17年鏡野町条例第101号）の規定によるものとします。
- ウ 町が申請者に対して申請に係る証明書等を郵送する場合の送料は、日本郵政株式会社の定めによるものとします。
- エ 町が申請者に対して申請に係る証明書等を郵送する場合の封筒及び封筒料金は、町が指定したものによるものとします。
- オ イからエまでの料金の支払は、本システムのクレジットカード（VISA、MASTER、AMEX、JCB、DISCOVER、DINERS）による前払（以下「クレジットカード決済」といいます。）の方法によるものとします。
- カ クレジットカード決済前のキャンセルは可能ですが、入金後の返品・返金はありません。
- キ 書面での領収書は、発行しません。

①-(1)-1 戸籍証明書郵送請求書（電子申請用）（様式）

戸籍証明書等郵送請求書(電子申請用)

年 月 日

請求者	住 所			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	電話番号	※日中繋がる電話番号を必ず記入して下さい。		
	証明書が必要な方 との続柄	● 本人 ○ 配偶者 ○ 子 ○ 父母 ○ 孫 ○ 祖父母 ○ その他()		
鏡野町の本籍 (大字・地番まで)				
筆頭者氏名 (戸籍のはじめに書かれている人)		生年月日	年 月 日	
何 が必要ですか。		通数	②個人事項証明書(戸籍抄本) ③除籍・改製原戸籍 ⑤ 戸籍の附票(抄本) ⑧その他 戸籍記載事項証明 除籍記載事項証明 一部事項証明書 受理証明(婚姻届、出生届、離婚届、 養子縁組届、養子離縁届など) のときは必要な方の氏名を記入して下さい。 ※必要な方の氏名 () 生年月日 年 月 日	
①	全部事項証明書 (戸籍謄本) (450 円/1 通)	通		
②	個人事項証明書 (戸籍抄本) (450 円/1 通)	通		
③	除 籍 ・ 改 製 原 戸 籍 (750 円/1 通)	通		
④	戸 籍 の 附 票 (謄本) (200 円/1 通)	通		
	本籍・筆頭者・在外選挙人登録情報の記載 ○ 有 ● 無			
⑤	戸 籍 の 附 票 (抄本) (200 円/1 通)	通		
	本籍・筆頭者・在外選挙人登録情報の記載 ○ 有 ● 無			
⑥	身分証明書(本人に限る) (200 円/1 通)	通		
⑦	独身証明書(本人に限る) (200 円/1 通)	通		
⑧	その他()	通		
○最近 2 週間以内に戸籍の届出をされた方はご記入下さい。 ()の()届を 月 日 市区町村役場に提出				
○必要な戸籍について希望がある場合は、以下に記入してください。 記入例: ☒ (必要な方の名前)の(出 生)か ら(死 亡)までの 戸 籍 を(1)セット ☐ ()の()から()までの戸籍を()セット ☐ ()の()の わ か る 戸 籍 を()セット ☐ その他→上記に該当しない方はどのような戸籍が必要か詳しく記入して下さい。				

※手数料は鏡野町のものです。

R6.3.1～

① 郵送請求

①-(1)-2 戸籍郵送請求書入力画面

住所、フリガナ、氏名、生年月日、
日中繋がる電話番号、証明書が必要な方との続柄、本籍、
筆頭者氏名、筆頭者生年月日
※住所、フリガナ、氏名、生年月日は、マイナンバーカードの署名用
電子証明書情報から読込んでいます。

※請求者が鏡野町の戸籍で直系の確認ができない場合は、続柄のわ
かる戸籍を添付してください。

①全部事項証明書、②個人事項証明書、③除籍・改製原戸籍、
④戸籍の附票、⑤戸籍の附票、⑥身分証明書、⑦独身証明書、
⑧その他(例:戸籍・除籍記載事項証明、
一部事項証明書、受理証明)
※②、③、⑤、⑧、その他のときは、
必要な方の氏名・生年月日を記入して下さい。

氏名、〇〇届、提出月・日、届出先市区町村役場名

必要な方の名前、戸籍始め、戸籍終わり、セット数、〇〇届、
提出月・日、届出先市区町村役場名

必要事項が入力できたら[確認]を押してください

入力必須項目は、赤字で「**入力してください**」と表示されます。

①-(1)-3 戸籍郵送請求書確認画面

申請ボタン

申請

再度パスワード入力
【申請履歴で確認可】

閉じるボタン

閉じる

① 郵送請求

①-(1)-4 戸籍郵送請求書申請確認画面

申請確認

申請するには、マイナンバーカードが必要です。
5回間違えると、ロックが掛かります。

申請してもよろしいですか？

いいえ **はい**

iPhoneの場合

①-(1)-5 パスワード入力

パスワード入力
公的個人認証サービス
署名用パスワード（英数字6～16文字）を入力してください。

英数字6文字以上16文字以下

キャンセル OK

①-(1)-6 マイナンバーカードをかざす

スキヤンの準備ができました

マイナンバーカードをかざしてください

キャンセル

Androidの場合

①-(1)-5 ICカードセット案内

ICカードセット案内

ICカードをセットしてください。

? セット方法がわからないとき

①-(1)-6 パスワード入力

パスワード入力
公的個人認証サービス
署名用パスワードを入力してください。

パスワード
英数字6文字以上16文字以下

☐ パスワードを表示する

①-(1)-7 申請受付画面

申請を受け付けました。

OK

①-(1)-8 申請履歴一覧画面

14:15 89%

申請履歴一覧

検索文字列 **検索**

検索結果:1件

戸籍郵送請求書
申請番号 2021-00000001

トップ 郵送請求 申請・届出 補助金申請

- ・ 内容の確認が必要な場合は、担当職員から「日中のご連絡先」にお電話します。
 - ・ 請求内容が誤っている場合、または署名用電子証明書の失効が確認された場合は、「不受理」の通知をします。
 - ・ 再度申請をお願いする場合があります。
 - ・ 内容の確認ができましたら、郵送請求の手数料をアプリにお知らせします。
 - ・ お支払いは、クレジットカードをお願いします。
- 【お支払い後のキャンセルはできません】**

申請履歴で過去に申請したものが見られます。

① 郵送請求

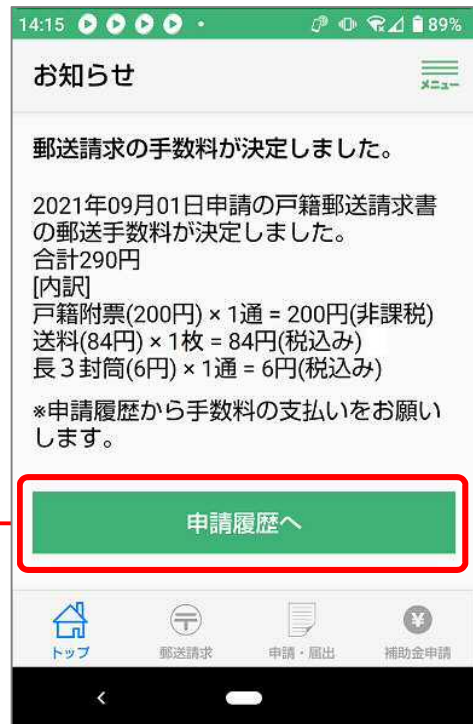
①-(1)-9 郵送請求の手数料のお知らせ画面



※スマートフォンのpush機能でも案内されます。

①-(1)-10 手数料の内訳画面

【以下からは、戸籍附票請求の例です。】



①-(1)-11 申請履歴画面（決済画面へ）



①-(1)-12 手数料のお支払い画面



手数料のお支払い画面は、鏡野町のホームページに遷移されます。
請求額を確認し **手数料のお支払い** を選択してください。

① ① 郵送請求

①-(1)-13 クレジットカードでのお支払い画面

11:44 link.paygent.co.jp/v/top

鏡野町
鏡野町電子申請手数料

クレジットカードでのお支払い

カード選択

以下のクレジットカードがご利用可能です。
VISA MasterCard JCB AMEX Diners DISCOVER

新しいカードで支払う

カードブランド

カード番号
*/ハイフン (-) は不要です

カード有効期限
月 / 年

※カード券面の表示「11/09」→「11月/2009年」

カード有効期限とは？

お支払い回数選択

一括

入力内容を確認する

お支払い内容の確認

店舗名	鏡野町
取引ID	2021_00000001_00
ご注文内容	鏡野町電子申請手数料
金額	290円

ページトップへ

PAYGENT Co.,Ltd. All rights reserved.

クレジットカードの情報入力画面は、契約先である「株式会社ペイジェント」のページに遷移されます。

①-(1)-14 クレジットカードの入力内容確認画面

11:44 link.paygent.co.jp/v/sp/i

鏡野町
鏡野町電子申請手数料

お支払いカード情報

カード番号	****_*_*_*_*_0000
カード有効期限 (月/年)	22月/2222年
お支払い回数	一括払い

お支払いを確定する

入力内容を変更する

お支払い内容の確認

ページトップへ

PAYGENT Co.,Ltd. All rights reserved.

①-(1)-15 クレジットカードの入力完了画面

11:44 link.paygent.co.jp/v/sp/i

鏡野町
鏡野町電子申請手数料

お支払い手続きが完了しました。

お支払い内容の確認

ページトップへ

PAYGENT Co.,Ltd. All rights reserved.

お支払い手続きが完了しました。
電子領収書発行後、郵送手続きを行います。

① 郵送請求

①-(1)-16 申請書受理・電子領収書発行のお知らせ画面



※入金が確認されると申請が受理され
電子領収書が発行されます。

①-(1)-17 申請書受理画面



※入金が確認されると申請が受理されます。

①-(1)-18 申請履歴画面（電子領収書）

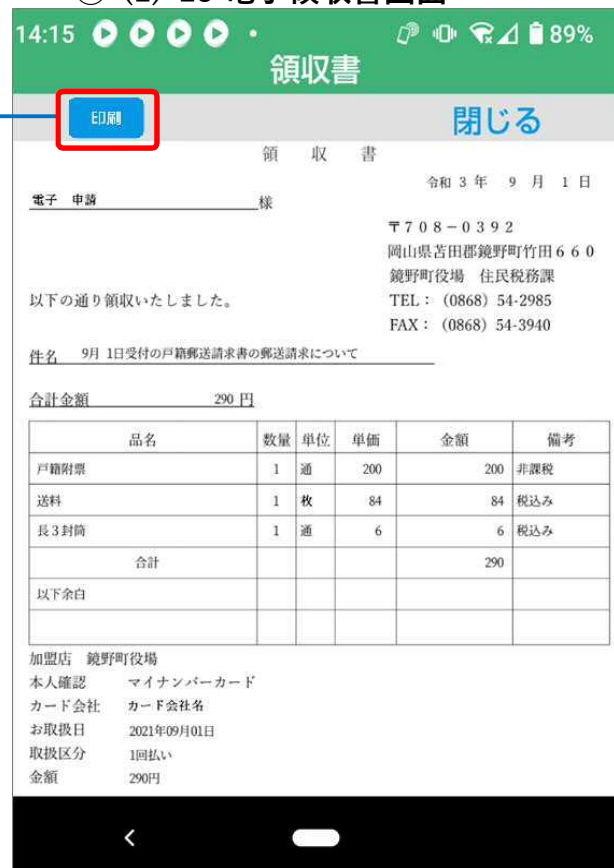


印刷ボタン

書面は送付しません。

電子領収書発行後、郵送手続きを行います。

①-(1)-19 電子領収書画面



① 郵送請求

①-(2)-1 地籍図の交付申請書（電子申請）（様式）

[①-(1)-2 戸籍郵送請求書入力画面と同様、必要事項を入力し申請してください。]

地籍図の交付申請書(電子申請)												
鏡 野 町 長 殿 年 月 日												
申請者	住所等											
	ふりがな		TEL									
	氏 名											
必要なものに☑を付け、物件の所在地欄には地番まで記入してください。												
☐ 地籍図集成図(航空写真なし) ☐ 地籍図集成図(航空写真あり) ☐ 地籍図一筆図			印刷表示は筆図形・地番・地目・ 地積・所有者									
物件の所在地	大 字	地 番	縮 尺	枚数								
岡山県苫田郡鏡野町			1／									
岡山県苫田郡鏡野町			1／									
岡山県苫田郡鏡野町			1／									
岡山県苫田郡鏡野町			1／									
■必要なことから (所有者氏名等)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 70%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地籍図修正図 (航空写真なし)</td> <td style="text-align: center;">400 円/枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地籍図修正図 (航空写真あり)</td> <td style="text-align: center;">800 円/枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地籍図一筆図</td> <td style="text-align: center;">300 円/枚</td> </tr> </tbody> </table>					種類	手数料	地籍図修正図 (航空写真なし)	400 円/枚	地籍図修正図 (航空写真あり)	800 円/枚	地籍図一筆図	300 円/枚
種類	手数料											
地籍図修正図 (航空写真なし)	400 円/枚											
地籍図修正図 (航空写真あり)	800 円/枚											
地籍図一筆図	300 円/枚											
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">合計手数料</th> <th style="width: 50%;">交付担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		合計手数料	交付担当者						
合計手数料	交付担当者											

2021.7

① 郵送請求

①-(3)-1 町税に関する証明申請書（様式）

[①-(1)-2 戸籍郵送請求書入力画面と同様、必要事項を入力し申請してください。]

町税に関する証明申請書

年 月 日

鏡 野 町 長 殿

納税義務者	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	電話番号	

必要数

必 要 な 証 明	固定資産	1	評価証明		200円	通
		2	課税証明		200円	通
		3	課税台帳(名寄帳)	台帳写し	200円	通
				証明付き	400円	通
	納税	4	完納証明		200円	通
		5	保険料納付額証明書		無料	通
		6	車検継続審査用納税証明書	車両番号	ひらがな	無料
	車台番号					
	備考					

注 意	○電子申請による証明発行は、本人限定です。	職員記入欄	合計手数料	交付
	○固定資産に関する証明については、1名義1通となります。共有分を含む場合、共有名義の筆数分の手数料が必要となります。			

2023.4

② 申請・届出

②-(1) 申請・届出の選択画面

申請・届出を選び必要事項を入力し申請してください。

【添付書類を求められる場合は、スマートフォンで撮影したものか保存された画像を指定してください。】

検索方法  検索

①分類を指定し検索する。

②文字列を指定し検索する。

①分類を指定し検索、更に②文字列を指定し絞り込む。

○分類

- ・有線テレビ
- ・広報
- ・ごみ、リサイクル
- ・墓地
- ・犬
- ・防災
- ・観光
- ・林業
- ・青少年の健全育成
- ・生涯学習の推進
- ・文化財の保護
- ・水道・下水道、引越、住まい
- ・移住・定住
- ・区長会
- ・住民
- ・町税
- ・職員

※電子申請に対応できてないものは表示されません。

③ ② 補助金申請

③-(1) 補助金申請書の選択画面

申請する補助金申請書を選び必要事項を入力し申請してください。

検索方法

検索

①分類を指定しする。

②文字列を指定する。

①分類中の②文字列を指定する。

○分類

- ・移住支援 ・地域づくり ・地方バス維持
- ・乗合タクシー ・上齋原マルナカ線
- ・ごんごバス ・宝くじ助成 ・おかやま元気集落
- ・公会堂整備 ・企業立地 ・美しい町づくり
- ・消費生活 ・消防・防災 ・交通安全 ・防犯
- ・温暖化対策 ・ごみ ・建設 ・手をつなぐ育成会
- ・スクールバス ・中学校 ・下水 ・水道
- ・PTA協議会 ・婦人協議会 ・青年団
- ・教育集会所 ・体育振興 ・文化財 ・文化協会
- ・伝統文化 ・組合育成 ・林業 ・農業 ・公社
- ・畜産 ・有害鳥獣 ・住まい ・商工 ・観光
- ・社協補助金 ・介護施設 ・子育て
- ・高齢者住宅改造助成事業 ・老人クラブ補助金
- ・ゲートボール場整備事業補助金 ・障害者
- ・レスパイトサービス ・計画相談支援 ・通学助成
- ・空家改修 ・出納業務 ・学校給食 ・友好交流
- ・保護司会補助金 ・グループホーム ・てごなかま
- ・更生保護女性会補助金
- ・目配り気配り老人クラブ事業 ・骨髄ドナー
- ・県労組苫田西支部補助金
- ・医師補助金 ・定期予防接種 ・麻しん風しん
- ・大人の風しん ・インフルエンザ ・肺炎球菌
- ・人間ドック

添付書類を求められる場合は、スマートフォンで撮影したものか保存された画像を指定してください。

選択してください

画像を選択してください



画像を削除する場合

画像を選択してください

カメラで撮影

アルバムから選択

添付ファイルを削除しますか？

いいえ

はい

③ ② 補助金申請

③-(2) 受取口座指定の画面

新規申請

4. 受取口座

銀行名
①銀行名 [検索]

支店名
②支店名 [検索]

支店コード
③支店コード

預金種別
④預金種別

口座番号
⑤口座番号 (7桁)

口座名義
⑥口座名義

口座名義(フリガナ)
⑦口座名義 (フリガナ)

通帳の写し
画像を選択してください

トップ 郵送請求 申請・届出 補助金申請

補助金を受取る口座情報を入力してください。

検索方法

①銀行名を検索場合は、銀行名は入力しないで

[検索] を選択すると、町の指定金融機関等が表示されます。

検索文字列 [検索]

検索結果: 6件

- 鳥取銀行
- 中国銀行
- トマト銀行
- 津山信用金庫
- 晴れの国岡山農業協同組合
- ゆうちょ銀行

表示された金融機関に該当がない場合は、[検索文字列]を入力し [検索] を選択する。

※金融機関が存在しない場合は、銀行名、支店名、支店コードを直接入力してください。

②支店名は、①銀行名が見つければ [検索] を選択すると一覧が表示されるので、該当を選択してください。

③支店コードは自動的に入力されます。

※該当がない場合は、②支店名と③支店コードを直接入力してください。

④預金種別は、[普通]または[当座]を、⑤口座番号は、7桁の数字を、⑥口座名義は、通帳に記載された口座名義を、⑦口座名義(フリガナ)は、通帳に記載されたカナの口座名義を記載してください。

通帳の写しは、①銀行名～⑦口座名義(フリガナ)が判読できる部分を写真で撮影し、貼りつけてください。

納付等状況調査同意

利用規約2(3)イのとおり、鏡野町補助金等交付規則第4条第3項の規定により、補助金等の交付決定又は交付決定兼額の確定の審査のため、前年度分までにおける申請者の世帯に係る鏡野町税条例（平成17年鏡野町条例第95条）第3条に規定する町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉦産税、特別土地保有税）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料、保育料（給食日を含む。）及び学校給食費等の納税等状況を調査することに同意していただく必要があります。

納税等状況調査に同意して確認

「請求書の提出」に同意していただく必要があります。

「納税状況調査」同意していただく必要があります。
「納税状況調査に同意して確認」を選択してください。

③ ③ 補助金申請

③-(3) [新規申請][変更申請][実績報告][概算請求]の選択画面

新規申請

変更申請

実績報告

概算請求

[新規申請]

- ・全ての申請に必要なものです。
- ・添付書類を求められる場合は、スマートフォンで撮影したものか保存された画像を指定してください。

[変更申請]

- ・実績報告を要する交付申請で補助金交付決定通知額の変更を申請する時に使用してください。

[実績報告]

- ・実績報告を要する交付申請で事業が完了した時に使用してください。

[概算請求]

- ・実績報告を要する交付申請で補助金交付決定通知書があり補助金を概算請求する時に使用してください。

補助金申請システム部分を利用する場合の同意事項

- ア 補助金等の申請をする時に、補助金等を受け入れる金融機関口座を登録するものとします。
- イ 鏡野町補助金等交付規則(平成17年鏡野町規則第47号)第4条第3項の規定により、補助金等交付決定審査のため、前年度分までにおける申請者の世帯に係る鏡野町税条例(平成17年鏡野町条例第95号)第3条に規定する町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料、保育料(給食費を含む。)及び学校給食費等の納税等状況を調査することに同意していただく必要があります。
- ウ 補助金等交付決定通知書、補助金等変更交付決定通知書、補助金等額の確定通知書及び補助金等交付決定兼額の確定通知書の公印は省略し、書面での通知書は、発行しません。
- エ 補助金等実績報告書(実績報告を要しない交付申請の場合には、補助金等交付申請書)が受理され、補助金等額の確定通知書が送付された場合には、鏡野町補助金等交付規則第9条第2項の請求書の提出があったものとみなします。
- オ 補助金申請システムで支払完了の通知を行いますので、書面で補助金等の支払通知書は発行しません。
- カ 補助金等交付申請書又は補助金等実績報告書に添付する書類(以下「添付書類」といいます。)で町が重要と判断したものについては、原本を提出していただく場合があります。
- キ 添付書類は、額の確定通知書に記載された年度の翌年度から5年間保存するものとします。

(団体に係る補助金等の申請を代表者以外の者が代理で申請する手続)

- 第11条 団体に係る補助金等の申請を代表者以外の者に申請をさせようとする代表者は、**事前に補助金等を交付する所管と協議し承認を得なければなりません。**
- 2 前項の協議で承認された場合は、当該代理権を受けて本システムを操作するシステム利用者(以下「代理者」といいます。)は、当該代理権を設定した範囲内の全ての権限を代理するものとみなします。
- 3 団体の代表者と代理者との間の代理関係を変更又は終了させようとする代表者は、**補助金等を交付する所管に報告し承認を得なければなりません。**

【補助金等交付決定通知書、補助金等額の確定通知書、補助金等変更交付決定、補助金等交付決定兼額の確定通知書及び補助金の支払通知書】

- ・全て申請された方へ通知します。申請履歴から内容が閲覧できます。

8. マイナンバーカードを更新した場合の注意事項

この電子申請サービスにログインする時には、署名用電子証明書暗証番号【英数字6文字以上16文字以下】を使用していますが、暗証番号は記録していません。

マイナンバーカードからは基本4情報【氏名、生年月日、性別、住所】を読み取り申請書の必要箇所に転記しています。

申請書をインターネットで電子文書として送信する際に文書が改ざんされていないか等を確認する署名用電子証明書ID（シリアル番号）を使用しています。

申請者に連絡をする場合のために氏名の「ふりがな」と「日中のご連絡先」を利用者情報として登録させていただいています。

よって、登録される利用者情報は、氏名、生年月日、性別、住所、署名用電子証明書シリアル番号、ふりがな、日中のご連絡先です。
ふりがなと日中のご連絡先はいつでも変更できます。

マイナンバーカードの基本4情報の一部でも変更された場合、この電子申請サービスでは継続利用ができないため、新規登録してご利用ください。

なお、署名用電子証明書IDのシリアル番号だけが変更された場合には、利用者情報の「日中のご連絡先」を更新すれば継続して利用ができます。



16:41 82%

マイナンバー情報が更新されています。
利用者情報を更新する場合は、日中のご連絡先を入力してください。

日中のご連絡先

電話番号

更新 キャンセル

署名用電子証明書ID（シリアル番号）だけが変更される例

- (1) 5回目の誕生日毎に署名用電子証明書IDは更新されます。
- (2) 10回目の誕生日毎に更新されるマイナンバーカードで、基本4情報に変更が無くても署名用電子証明書IDは更新されます。
- (3) 署名用電子証明書IDを付した未成年者がマイナンバーカードを更新し、基本4情報に変更が無くても署名用電子証明書IDは更新されます。

申請途中でマイナンバーカードの基本4情報が変更された場合

- (1) 利用者登録後の場合は、新規に利用者登録を行い利用していただくことになります。
 - ・新規登録された場合は、今まで申請した履歴があっても閲覧はできなくなります。
- (2) 戸籍や税の郵送請求申請の場合で、
 - ・クレジット決済が未完了の場合は、再度申請から行っていただくことになります。
 - ・クレジット決済が完了している場合は、請求された書類を送付します。
- (3) 申請・届出後に「受理通知」が
 - ・閲覧できない場合は、再度申請から行っていただくことになります。
- (4) 実績報告と合わせて補助金交付申請し「受理通知」が
 - ・閲覧できない場合は、再度申請から行っていただくことになります。
 - ・閲覧できる場合は、事務処理が進み関係書類を郵送等で行うようになります。

【補助金交付所管と協議して進めてください。】
- (5) 後日実績報告を伴う補助金交付申請後は、変更申請又は実績報告ができなくなります。

【以降の申請は補助金交付所管と協議して進めてください。】
- (6) 署名用電子証明書の失効が確認された場合は、「不受理」の通知をします。

スマートフォンを変更した場合

スマートフォンには、情報を一切登録していません。新しい機種にアプリをインストールして使用してください。
マイナンバーカードの基本4情報が変更されていない場合は申請履歴と利用者情報の閲覧ができます。